

千葉市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年1月19日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	指定年月日
(診療所)		
医療法人社団千秋双葉会 いなげ未来クリニック	千葉市稲毛区小仲台 2-2-2 エヌズクアトロ 3階	令和5年1月1日
(歯科)		
Oral Maintenance Clinic 稲毛	千葉市稲毛区小仲台 2-5-14 第1若菜ビル 3・4階	令和4年12月1日
(訪問看護)		
訪問看護ステーション 結び愛	千葉市稲毛区天台 5-21-12 2F	令和5年1月1日